

【 農林水産部 】

件 名	公共空地の管理について
申立概要 【受理 3. 5. 24】	宮津市内の公共空地（以下「本件土地」という。）について、京都府は、宮津市と協力して境界の確定及び財務局長への引き渡しを早急に進めてほしい。
確認事項 【通知 3. 7. 29】	<p>本件土地は、昭和 40 年代に被災した海岸保全施設を早期に復旧するため、民地と国有地の境界を確定しないまま緊急工事を実施した箇所であり、宮津市により、平成 7 年度から国土調査法に基づく地籍調査が実施され、本件土地の境界を確認したが、一部の土地を除き、境界確定には至っていない。</p> <p>京都府では、従来から、隣接地所有者から境界確定に関する個別の申請があった場合に境界確定事務を行っているが、本件土地については、漁港管理者である宮津市の適切な管理によって護岸と一体的に十分機能しており、境界が明らかでないことで、宮津市の管理に支障は生じていないこと、また、地元住民自治会が、地区全体で境界確定を進めるのではなく、民地の地権者から個別申請がある場合のみ境界確定を行いたいとの意向であることから、水産課は、現状において、国有財産法第 31 条の 3 により京都府が隣接地所有者等に対して、自発的に境界を確定するための協議を求める状況ではなく、隣接地所有者等からの申し出を受けた場合には、宮津市と協力して境界確定事務を進め、境界確定後、必要に応じて近畿財務局と引き継ぎの協議を行うものである。</p>